

## 一般社団法人みどり青色申告会 会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第8条の規定に基づき、一般社団法人みどり青色申告会（以下「本会」という。）会員が納入すべき入会金及び会費の額並びにその他の取扱いを定める。

### (入会金及び会費の額)

第2条 本会の会員は、定款第5条に定める区分により、次に定める入会金及び会費の額を支払う義務を負う。

区 分		入会金の額	会費の額
正会員		1,000 円	年額 20,000 円
準会員	特別会員	第1種	年額 10,000 円
		第2種	
		第3種	
	賛助会員	第1種	年額 3,000 円
		第2種	
	団体会員	—	当該団体と協議したのちに、理事会の決議を得て定める。

2 前項に定める準会員の区分は、次による。

#### (1) 特別会員

- ①第1種 所得税法上の事業的規模に満たない不動産所得のみを有している個人
- ②第2種 本会の正会員と不動産所得の起因となる資産を共有し生計を一にする親族
- ③第3種 事業所得及び不動産所得を有する以外の個人

#### (2) 賛助会員

- ①第1種 正会員の同居の家族、又は、元正会員及び元正会員の同居の家族で、年金・給与所得だけの者で記帳及び申告の指導サービスを受けない者
- ②第2種 正会員及び特別会員以外の個人及び団体以外の法人

#### (3) 団体会員 団体で入会したもの

### (入会金の納入)

第3条 本会の会員になろうとする者は、定款第6条に定める入会申込書に必要事項を記入押印し、前条第1項に定める入会金を添えて会長宛に提出しなければならない。

2 前条第1項の定めにかかわらず、会長が特別の事由にあると認めた時は、理事会の決議を経て入会金を免除することができる。

3 既納の入会金は、原則として返還しない。

### (会費の納入)

第4条 本会の会員は第2条第1項に定める会費の額を次のいずれかの方法で納入しなけ

ればならない。

(1) 口座振替による方法

(2) 事務局へ持参する方法

(3) 本会が指定する金融機関に振り込む方法

2 会員は、前項のいずれかの方法で会費を納入するのか選択し、その方法を会長に  
予め届出なければならない。

3 既納の会費は、原則として返還しない。

(会費の納入期限)

第5条 原則として当年度の5月末日までの一括納入とする。

(会費の猶予等)

第6条 天災及びその他の事由により、会員が納入期限までに会費を納入することが困難  
と認められるときは、理事会の決議を経て、納入を猶予、減額又は免除することが  
できる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附則

この規程は、本会が一般社団法人の設立の登記をした日から施行する。